

「10 債権回収業務・訪問調査業務仕様書について」の「4.業務内容」に関する質問事項への回答書

該当箇所	質 問	回 答
(3) ②	○ 返還交渉過程で、返還猶予や延滞金免除が必要と認められた時、受注者が必要書類を取得するのですか。その書式はありますか、また、郵送代は受注者負担ですか？	<p>ア. 延滞金免除は、大阪府育英会の書式で受注者が必要書類を取得してください。また、郵送代は受注者負担とします。返還猶予は、大阪府育英会が対応しますので、その旨報告してください。</p> <p>イ. 延滞金免除は、委託業務開始までに事務取扱等について説明します。</p>
(3) ③	○ 訪問督促は、全件行う必要ありますか？	<p>ア. 未入金期間8年未満の先で、文書・電話督促で返還に応じない先は、受注者の判断で訪問してください。この場合の訪問に係る経費の支払いは行いません。</p> <p>イ. 別紙②の地域別訪問調査対象数 1,333 件は、別紙①債権回収業務対象債権内訳に記載の未入金期間 8年以上の先であり、文書や電話督促で交渉ができた場合は、訪問する必要はありません。</p>
(4) ① オ	○ 訪問督促の報告は、全件必要ですか？	<p>ア. 別紙②の地域別訪問調査対象数 1,333 件のうち、文書や電話督促で交渉ができない場合で、訪問を行った先は、全て調査の報告書を提出してください。</p>

(3) ③	○ 夜間の訪問督促は、必須ですか？	<p>ア. 全件、夜間訪問する必要はありませんが、日中に訪問しただけでは居住が不明な先もあり、夜間も訪問する必要があります。特に育英会が指示した場合は夜間に訪問してください。</p> <p>イ. 夜間訪問は法律で定められた時間内をお願いします。(訪問は午前 8 時～午後 9 時まで)</p>
	○ 訪問先の中に離島はありますか？	<p>ア. 別紙②地域別訪問調査対象数 1,333 件のうち、4 件離島があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鹿児島県奄美市 2 件</li> <li>・沖縄県石垣市 1 件</li> <li>・沖縄県島尻郡座間味村 1 件</li> </ul> <p>訪問に係る経費の支払いは、入札書に記載された訪問単価のみです。</p>
	○ いつまでに訪問する必要がありますか？	<p>ア. 別紙②地域別訪問調査対象数 1,333 件は、令和 3 年 10 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日の委託期間内で訪問してください。</p> <p>イ. 訪問の予定は、業務計画書(様式①)に記載して提出してください。</p>
	○ 訪問業務を訪問調査専門会社に再委託することは可能ですか？また、訪問調査専門会社が訪問した場合、受注者の担当部署へ連絡を依頼する書面を手交または投函することで、訪問督促とすることは可能ですか？	<p>ア. 訪問督促業務は、再委託できません。</p>

(4) ① エ	○ 住民票等の調査が必要な場合は、その都度、報告が必要ですか？	ア. 住民票等の調査が必要な場合は、月ごとに報告してください。調査結果が判明した時は、すぐ受注者へ報告しますので、再度督促してください。
(4) ① オ	○ 訪問調査の報告書に写真の添付は必要ですか？また、報告書の書式はありますか？	ア. 訪問先が確認できる建物の外観、表札等、3～4枚程度の写真を添付してください。 イ. 大阪府育英会で使用している書式はありますが、書式や詳細は、委託業務開始までに協議します。
(4) ②	○ 月次報告は、大阪府育英会へ直接報告に行く必要がありますか？	ア. 月次報告やその他の報告等は、電話、電子メール、郵便で行います。ただし、トラブル等が発生し、事案の状況確認や今後の対応を協議する必要がある場合は、大阪府育英会へ来ていただくことがあります。